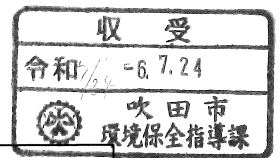


862-10 (2)



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月28日

吹田市長 殿

提出者

住 所 大阪府吹田市岸部新町6-1

氏 名 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 大津 欣也

電話番号 06-6170-1070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
事業場の所在地	大阪府吹田市岸部新町6-1
事業の種類	83：医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	395.486t	全処理委託量	395.486t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	395.486t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	0.966t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	384.727t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度 395.486t 前年度 398.240t
-----------------------------------	-------------------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)
すでに電子マニフェストを導入しており、今後も全量電子マニフェストで運用する。

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:)

別紙のとおり

不要物等発生量

有償物量

排出量

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

自ら中間処理
した量

④

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

④のうち熱回収
を行った量

⑤

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。

別紙6(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2023年度実績)

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況														②+⑧		③+⑨	
コード	名 称	①排出量	②自ラ直接再生利用した量	③自ラ直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ラ中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量(自ラ熱回収を行った量)	⑥自ラ中間処理した後の残さ量	⑦自ラ中間処理により減量した量	⑧自ラ中間処理した後再生利用した量	⑨自ラ中間処理した後自ラ埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ラ中間処理した後の処理委託量(全処理委託量)	⑪⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量(優良認定処理業者への処理委託量)	⑫⑩のうち再生利用業者への処理委託量(再生利用業者への処理委託量)	⑬⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量(熱回収認定業者への処理委託量)	⑭⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量)	②+⑧自ラ再生利用を行った量	③+⑨自ラ埋立処分又は海洋投入処分を行った量		
7000	引火性廃油	0.908						0.000			0.908	0.908	0.000	0.007	0.000	0.000	0.000		
7010	引火性廃油(有害)	0.013						0.000			0.013	0.013	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
7100	強酸	0.146						0.000			0.146	0.146	0.015	0.002	0.000	0.000	0.000		
7110	強酸(有害)							0.000								0.000	0.000		
7200	強アルカリ	0.498						0.000			0.498	0.498	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000		
7210	強アルカリ(有害)							0.000								0.000	0.000		
7300	感染性廃棄物	396.557						0.000			396.557	396.557	0.000	346.337	50.220	0.000	0.000		
7410	廃PCB等(下記以外)							0.000								0.000	0.000		
7411	廃PCB							0.000								0.000	0.000		
7412	PCB廃棄物							0.000								0.000	0.000		
7413	PCB処理物							0.000								0.000	0.000		
7421	廃石棉等(飛散性)							0.000								0.000	0.000		
7422	指定下水汚泥							0.000								0.000	0.000		
7423	鉱さい(有害)							0.000								0.000	0.000		
7424	燃え殻(有害)							0.000								0.000	0.000		
7425	廃油(有害)	0.116						0.000			0.116	0.116	0.000	0.116	0.000	0.000	0.000		
7426	汚泥(有害)	0.002						0.000			0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
7427	廃酸(有害)	0.00008						0.000			0.00008	0.00008	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
7428	廃アルカリ(有害)							0.000								0.000	0.000		
7429	ばいじん(有害)							0.000								0.000	0.000		
7430	13号廃棄物(有害)							0.000								0.000	0.000		
7440	廃水銀等							0.000								0.000	0.000		
								0.000								0.000	0.000		
合計		398.240	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	398.240	398.240	0.015	346.463	50.220	0.000	0.000		

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。
※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。
様式第二号の九の第2面に記載された特別管理産業廃棄物の発生から処理までのフロー(①～⑭)に示す量を表に入力。